Q 在留期間更新や在留資格変更をして、新しい在留カードを受け取った後にマイナンバーカードも毎回再交付する必要はありますか？

A 新しい在留カードを受け取った時点でマイナンバーカードの有効期限が切れていない場合は、期限満了日までにマイナンバーカードの有効期限延長の手続きができます。マイナンバーカードの有効期限が既に切れている場合は、再交付（有料）をする必要があります。

マイナンバーカードの有効期限がまだ切れていない場合



マイナンバーカードの有効期限延長

新しい在留カードを受け取った時点でマイナンバーカードの有効期限が切れていない場合は、期限満了日までにマイナンバーカードの有効期限延長の手続きを無料で行うことができます。有効期限延長の手続きを行うと、新しい在留カードと同じ有効期限まで延長されます。

※なお、成人の方は発行日から10回目（未成年の方は5回目）の誕生日までマイナンバーカードの有効期限を延長できます。それを超える場合は、マイナンバーカードの再交付が必要です。

マイナンバーカードの有効期限特例延長

在留期間更新や在留資格変更をして、新しい在留カードがマイナンバーカードの有効期限内に受け取れないことが明らかである場合は、**マイナンバーカードの有効期限が切れる前に有効期限特例延長（２カ月）を無料で申請する**ことができます。

なお、特例延長をした後２カ月以内に新しい在留カードを受け取ることができれば、マイナンバーカードの有効期限延長の手続きを行って、在留カードと同じ有効期限まで延長することができます。

※申請をする際は、在留期間更新許可申請中等であることが確認できるもの（①在留カード裏面右下に「在留期間更新許可申請中」等のハンコが押印されているもの、②オンラインで在留期間更新許可申請等をした時の完了メール等）が必要になります。

マイナンバーカードの有効期限が切れてしまった場合

マイナンバーカードの再発行

マイナンバーカードの有効期限延長等の手続きを行わず、新しい在留カードを受け取った時点でマイナンバーカードの有効期限が切れている場合は、再交付が必要になります。手続きを行う際は、1,000円の手数料がかかります。

マイナンバーカードの有効 期限 延長 等の手続きのフローについて

在留 期間 更新・在留 資格 変更

マイナンバーカードの有効期限日が切れる前に新しい在留 カードを受け取った
↓
マイナンバーカードの有効 期間 延長

マイナンバーカードの有効期限日が切れる前に新しい在留 カードを受け取れない
↓
マイナンバーカードの有効 期限の特例 延長（2カ月）
↓
新しい 在留 カードを受け取った
↓
マイナンバーカードの有効 期間 延長

マイナンバーカードの有効期限が切れている
↓
マイナンバーカードの再発行（有 料）

注意点

- 在留 期限のある 在留資格で滞在している外国人（特別永 住 者、永 住 者または 高度 専門職 第2号の人を除きます。）のマイナンバーカードの有効期限は 在留 資格の有効期間と同じです。
- 在留 期限のある在留 資格で滞在している外国人にマイナンバーカードの有効期限が切れるという通知書は送付されません。
- 在留 期間 更新や在留 資格変更を行い、在留 期間が変更された場合でも、その 情報 はマイナンバーカードには自動的に反映されません。必ずマイナンバーカードの有効 期限 延長 等の手続きを行う必要があります。

参考資料

マイナンバーカードをお持ちの外国人 住民のみなさまへ
（出入国 在留 管理庁HP）

言語：日本語、英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語

知っていましたか？

2024年12月2日から現行の健康保険証は発行されなくなり、マイナンバーカードでの保険証利用を基本とする仕組みに移行します。まだマイナンバーカードを持っていない方は、マイナンバーカードを取得して、健康保険利用登録を行いましょう。

※2024年12月2日時点で有効な健康保険証は、最大1年間有効とする経過措置が設けられています。有効期限が切れた場合や転 職・転移による保険者の移動が生じた場合は失効します。



出 入 国 在 留 管理庁、厚生労働 省、浦河 町・音更 町・共和町のホームページの情 報を基に作成